

下 介 第 225 号
令和4年（2022年）2月1日

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

下関市福祉部介護保険課長
（ 公 印 省 略 ）

令和3年度後期の居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算
について（通知）

平素は本市介護保険事業に関しまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、居宅介護支援事業所においては、判定期間ごとに居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護について、紹介率が最高である法人（紹介率最高法人）の名称等について記載した「特定事業所集中減算届出書」を作成することになっています。

つきましては、令和3年度後期（令和3年9月～令和4年2月）分について別紙により算定し、算定の結果、いずれかのサービスについて紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合は、必要書類を提出してください。

なお、80%を超えたことについて、「正当な理由」が記載されていない場合及び下関市が記載された理由を不相当と判断した場合は、特定事業所集中減算が適用となり、減算適用期間中に請求される居宅介護支援費について、所定単位数からすべて200単位を減算して請求することとなりますので、御留意ください。

【お問い合わせ先】

下関市役所介護保険課（事業者係）

TEL：083-231-1371

FAX：083-231-2743